

**令和 7 年度あいち伝統的工芸品産業持続強化支援事業
委託業務企画提案募集要領**

1 事業名

令和 7 年度あいち伝統的工芸品産業持続強化支援事業

2 事業の目的

伝統的工芸品は、長い歴史を有し、今日まで継続してきた伝統的な技術・技法により作られたものであるが、ライフスタイルの変化に伴い、現代のニーズに合った商品づくりや適切な販路開拓が課題となっている。

しかし、伝統的工芸品の産地企業は小規模な企業が多く、個社単独で、消費者ニーズを踏まえた商品づくりや、マーケティングの知識を取得するなどの取組を行うことは難しい。

そこで、伝統的工芸品の産地企業にコンサルタントを派遣し、新商品開発や販売促進の取組を支援するとともに、国内外の販路開拓に向けた支援を実施することで、愛知の伝統的工芸品産業の持続的発展につなげる。

3 委託業務内容

令和 7 年度あいち伝統的工芸品産業持続強化支援事業仕様書のとおり

4 契約条件

(1) 支援対象数

令和 7 年度あいち伝統的工芸品産業持続強化支援事業仕様書のとおり

(2) 委託契約限度額

金 2,890,140 円（消費税及び地方消費税額を含む）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に該当する場合は、全額免除とする。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日まで

(5) 委託費の支払条件

事業終了後の精算払いとする。

(6) 電子契約について

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県 HP に掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

(7) その他

委託先として選定されるには、契約書を始め愛知県財務規則の規定に合意することが要件となる。また、企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積算額と同じになるとは限らない。

5 応募資格

優れた企画力・ノウハウ・ネットワーク等を有し、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募期間中において、愛知県から「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 民間企業、NPO法人、その他の法人（公益法人、独立行政法人、事業協同組合など）、法人以外の団体等（権利能力なき社団、有限責任事業組合など）又は個人事業主であって、総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していないものでないこと。また、6か月以内に手形、小切手を不渡りしたものでないこと。
- (9) 過去に生活製品に係る、既存商品のブラッシュアップ、新商品開発や販売促進、新たな販路開拓の取組を支援した実績があること。

6 募集期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月14日（月）まで

7 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催する。説明会への参加は必須ではないが、可能な限り参加すること。

- (1) 日 時

令和7年4月8日（火）午前10時から（1時間程度）

- (2) 場 所

愛知県庁本庁舎 地下1階 第8会議室
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

- (3) 申込方法

以下の事項を記載した電子メールを、令和7年4月7日(月)午後5時までに送信すること。

件 名：「令和7年度あいち伝統的工芸品産業持続強化支援事業説明会参加申込み」

本 文：①貴社名、②参加者全員の氏名、③連絡先（電話及びメールアドレス）

送信先：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

（4）持参資料

本委託業務に係る募集要領、仕様書は、説明会参加者が持参すること。

8 応募方法

本事業の受託希望者は、必要書類を作成し、以下のとおり提出すること。

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式1－1）

イ 経費見積書（様式自由）

ウ 類似・関連事業に係る実績の説明書類

エ 添付資料（定款・寄付行為、直近2か年の決算書、会社パンフレット等）

オ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類（様式1－2）

以下カは、令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿に登載がない方のみ提出してください。

カ <法人の場合>

- ・履歴事項全部証明書（法務局が発行）

- ・納税証明書（未納税額のない証明）

（【国税】税務署【地方税（県税）】県税事務所が発行）

<個人の場合>

- ・身元（分）証明書（本籍地の市区町村が発行）

- ・登記されていないことの証明書（全国の法務局・地方法務局（本局の戸籍課が窓口）が発行）

- ・納税証明書（未納税額のない証明）

（【国税】税務署【地方税（県税）】県税事務所が発行）

（2）提出部数

各7部（正本1部、副本6部）

（3）提出期限等

ア 提出期限

令和7年4月14日(月) 午後5時(必着)

イ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁 本庁舎1階）

愛知県経済産業局産業部産業振興課

繊維・窯業・生活産業グループ

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）

- ・持参の場合の受付時間は、土・日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
- ・電子メール及びFAXによる応募は受け付けない。
- ・提出期限までに全ての必要書類の提出がない場合は受け付けない。

（4）提出書類の取り扱い

ア 提出された書類は返却しない。

なお、提出書類は本委託業務における受託事業者の選定以外の目的で使用しない。

イ 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

ウ 実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議のうえ変更することがある。

エ 事業者のプロフィール、企画提案書の概要については、支援対象となる産地企業等の募集の際に Web ページ等で公表する場合がある。

9 選定事業者数

1 事業者

10 提案事業の審査等

（1）審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類（以下「提案書」）について、形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において審査する。

ただし、提案者が3者を超える場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う。

選定委員会による審査は、原則として提案書に基づく書面審査及びプレゼンテーション等により行う。

（2）審査の観点

別添「委託先選定基準」のとおり

（3）選考結果

全応募者に対して書面で通知する。なお、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

（4）契約

選定委員会において第1位の企画提案者に選考された応募者と協議、調整のうえ、契約を締結する。なお、協議等が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11 スケジュール（予定）

令和7年4月 1日（火）	募集開始
令和7年4月 8日（火）	説明会
令和7年4月14日（月）	企画提案書提出期限
令和7年4月下旬	審査、委託先候補の決定
令和7年5月以降	契約、事業開始

12 その他

- （1）企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式1－3）を提出すること。
- （2）次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が、業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- （3）委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整すること。
- （4）この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

13 問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

繊維・窯業・生活産業グループ

TEL：052-954-6341（ダイヤルイン） FAX：052-954-6976

E-mail：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

※本業務に関する質問等は、電子メールで令和7年4月8日（火）まで受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。（電子メールの件名は「令和7年度あいち伝統的工芸品産業持続強化支援事業委託業務に関する質問」と記載すること。）

質問に対する回答は、質問のあった団体等宛てに電子メールで回答するほか、愛知県 Web ページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshinko/r7dentokogei.html>）に掲載する。

委託先選定基準

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書及び添付書類等により、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行うものとする。

1 事業実施体制

- (1) 事業実施体制が整い、実行可能性は十分であるか。
- (2) 伝統的工芸品等に関連した類似事業の実績があるか。
- (3) 生活製品に係る国内外に向けた販路開拓支援のレベル又は内容は、成果につながるものか。

2 事業実施方法

- (1) 産地企業等への支援について、効果的な提案ができるか。
 - ・産地企業等に対する新商品開発や国内外への販路開拓支援の取組は、どのような内容を想定しているか。
 - ・支援対象者とのヒアリングを通じて、どのように目標・支援計画を作成するか。
 - ・支援対象者が取り組む新商品開発や販路開拓の手法、段階に合わせて、社内外から専門家を配置するなど、(部門ごとに専門家と連携するなど) 効果的で現実的な支援を実施できるか。
 - ・販路開拓セミナーの実施について、効果的な提案ができるか。
 - ・商談会の実施について、効果的な提案ができるか。
 - ・商談会について、どのような内容を想定しているか。
 - ・商談会の開催前後に、個別相談やフォローアップ等、参加企業の現状に合わせて、効果的で現実的な支援を実施できるか。
- (2) 成果報告に協力できるか。
- (3) 伝統的工芸品の特性を踏まえて事業を効果的にする、独自の提案がなされているか。
- (4) 業務を進める上で、無理のないスケジュールとなっているか。
- (5) 見積経費項目及び見積金額は妥当か。

3 社会的価値の実現に資する取組等

- (1) 環境マネジメントシステムの導入の有無。
- (2) 自動車エコ事業所の認定の有無。
- (3) 障害者法定雇用率の達成の有無。
- (4) 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用の有無。
- (5) 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績の有無。
- (6) 女性の活躍促進の有無。

- (7) ワーク・ライフ・バランスの推進の有無。
- (8) エコモビリティライフの推進の有無。
- (9) 安全なまちづくりと交通安全の推進の有無。
- (10) 健康づくりの推進の有無。
- (11) 取引適正化の推進の有無。
- (12) 中小企業の災害対策の推進の有無。